

庁議の概要

開催日：H18.5.9

項 目

- 1 技能職員の職種転換等について【総務部】
- 2 土佐二十四万石博について【観光担当】

内 容

- 1 技能職員の職種転換等について【総務部】
総務部より概要説明を行った後、意見交換を行った。

【説明概要】

(1) 主任等の見直しについて

- ・ 昨年12月に策定した高知県行政改革プラン(「行革プラン」)に基づき、その具体化として主任の格付けの見直しを行う。
- ・ 行革プランでは、「行政職給料表の6級及び7級には、主任、班長、チーフ、課長補佐などの職員が在級していますが、これらの職の職務・職責には大きな違いがあります。特にスタッフ職である主任と課長補佐とが同じ7級に在級している現状は、「職員の給与はその職務と責任に応じたものにする」という職務給の原則にそぐわないものとなっています。このため、主任の職については行政職給料表7級の格付けを見直します。なお、行政職給料表6級及び7級の職員の全体に占める割合を国と比較すると、本県は非常に高い割合であることから、主任の職のあり方について、引き続き検討していきます。」という記述になっている。
- ・ 俗に言う「わたり」は平成9年度から課長にならないと8級にならないように改正を行っている。しかしながら、その下の職では職務給の原則にそぐわない実態となっている。
- ・ 見直し案としては、行革プランの趣旨に沿った内容で検討を進めている。実施は平成19年4月を予定している。

(2) 技能職の見直しについて

- ・ 本県の技能職のラスパイレス指数は、120.1(平成16年4月1日現在)となっており、適正化を図るものであり、以下の方針で行う。
現業業務は、全て民間にアウトソーシング又は廃止するという視点で、その見直しを計画的に完了させる。
希望者を対象とした転職試験の実施や行政職員の補助的な業務を行う新たな業務に配置することにより、技能職員の雇用の確保を図る。
技能職員の給与水準は、同種の業務を行っている国家公務員と比べて高い水準になっていることから、その適正化を図る。
- ・ 転職試験は平成18年度から21年度まで4年間実施し、合格者を行政職に転職させる。毎年の定員は30~50人程度を予定している。行政職としての配置は、平成19年度から順次行う。
- ・ 技能職としての配置は、既に今年度から採用職種にとらわれない人事異動を行っており、例えば運転士として採用しても他の職種として配置しており、これを進める。
- ・ 転職せずに技能職として勤務する職員の給与水準は、同種の業務を行っている国家公務員との比較を行い、同等の水準となるよう改定する。改定の時期は平成22年4月1日を予定している。
- ・ 基本的な方向性は本日説明したとおりだが、職員団体への提示に向けて、必要な詰めをもう少し行いたいと考えている。

- ・ 今回のような人事・給与制度の見直しは、本来行うべきことを行うということで実施したいと考えているので、特に技能職の職転については、各部局にもご協力をよろしくお願ひしたい。

【主な意見】

- ・ 出先機関の課長、次長は、どこに相当するのか。
出先の課長は、現行は発令後2年経過で補佐・次長相当としており、取扱いは現在検討しているところ。次長は補佐相当であるが、高知土木など2等級となっているところもある。
- ・ 鳥取県の人事・給与制度の見直しは、いつ行ったのか。(知事)
昨年、職員団体との交渉が妥結した。係長などのポストにつかない者は2級までにする等を内容としているとのことであった。
- ・ 技能職の方の給料はどうなるのか。
行政職に転職した方は、給料が下がることはない。転職せずに技能職として残る方は、給料表の改定によって、国家公務員と同等の水準となる。

(3) 目標設定・役割確認シートの提出先及び面談者等について

部局長にも職員からの提出があるので必要な対応を行うよう要請があった。

2 土佐二十四万石博について【観光担当】

現在の入場者をベースに推計すると30万人のペースであり、入場者が少ない。40万人という目標を達成できるよう、各種あいさつを行う際に土佐二十四万石博のことを一言付け加えていただくとか、会議の際にパンフレットを配布していただくなどの配慮をお願いする旨の要請があった。